

別紙

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、
桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の
一部を改正する条例

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改
正)

第1条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成
4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場
合にあっては、当該改正後の欄の条を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改
正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条(同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)</u> <u>の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて</u>、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は</u>、30分を単位として行うものとする。</p>

2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する <u>部分休業</u> の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する <u>第1号部分休業</u> の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
(第2号部分休業の承認)	
第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。	
<p>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</p>	
<p>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</p>	
<p>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</p>	
第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	
<p>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</p>	
第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の	

	<p>人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、77時間30分とする。</p> <p>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</p> <p>第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第24条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p>
第21条 職員が <u>部分休業</u> の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	<p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第21条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p>
第24条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>	<p>第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</p>

(上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>（介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者その他組合規則で定める者（<u>第17条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により組合規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、組合規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>（介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者その他組合規則で定める者（<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により組合規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、組合規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</p> <p>第17条の2 任命権者は、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定に</p>

よる申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）
その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）
に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、組合規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）
その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家

	<p>家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</p> <p>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p>
第17条の2	<p>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>
第17条の3	<p>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>
第17条の4	略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間における部分

休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。